

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 16 —



平成31年2月

編集・発行／

白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

誇りをもってやり続けるということ…

白子町牛込 秋葉 広行 さん（農業委員）

「収穫の季節を迎えたとき 農業の喜びを感じ、自然の猛威に打ちのめされたとき 農業の厳しさを感じる。農業をやって38年経つけど、毎年が1年生 希望と不安の繰り返し。だけど、それが農業の魅力…」と、正月の鏡餅を丁寧につきながら感慨深げに語る 秋葉さん。現在、葉タバコ200a、水稻1500aを、妻の久恵さん、息子の義人さんとともに取り組む。

牛込の代々続く旧家で、高校卒業時「農業を、もっと詳しく学びたい」と、東京農業大学に進学。4年後、大きな志を以って就農した。

「地元に戻ってきて、大学で学んだことをいかに活かせるか？を考えながら、毎日を過ごした。でも、作物は教科書どおりに言うことを聞いてくれない。試行錯誤しているうちに“経験”という財産をもらえた。」と微笑む。

また、秋葉さんは、子供の頃から剣道を続け、現在、居合道 7段の腕の持ち主であり、千葉県代表選手として、また指導者として、全国を飛び回っている。



「煙草は、今ではネガティブなイメージでしかアップされていない。しかし、文化・経済を支えてきた世界共通の嗜好品であることは変わらない。これからも“誇り”をもって作り続けていきたい。そして、何事も“やり続ける”ということを大切にしていきたい。」と話す秋葉さんの眼は、隣にいた後継者の義人さんに語りかけるとともに、まだまだ青年剣士のような探求心に溢れていました。



【夏収穫中の葉煙草畑】

【全国大会演技中の秋葉選手】



○農業収入保険制度について

今年1月から、全ての農作物を対象に収入減少を補てんする「農業収入保険」が始まりました。この制度は、農作物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

➤ 農業収入保険の仕組み

○収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- ✓ 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

○自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- ✓ 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を保障します。

○農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

- ✓ 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、牛乳など、ほとんどの農作物をカバーします。
- ✓ 収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。
※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

○農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。

※(過去5年間の平均収入)

- ✓ 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てにならない積立方式」の組合せができます。
- ✓ 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- ✓ 保険料(掛金)率は、1.08%です。自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。
- ✓ 積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年に持ち越されます。



※ 例えば、基準収入が1,000万円の加入1年目の農業者は、32.5万円(保険料7.8万円、積立金22.5万円、事務費2.2万円)を用意すれば、万一の場合にも、800万円台の収入が確保されます。

農業者が用意すべきお金			補てん金額				
	<加入1年目>	<2年目以降>	収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金 の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円	7.8万円±α					
・ 積立金 (掛捨てで はない)	22.5万円	(22.5万円) 前年に積立金の取り崩しがなく、前年と 基準収入が変わらない場合は、0	30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
・ 事務費	2.2万円	2.1万円	50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
合計	32.5万円		100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

8割以上の収入を確保

稲作だけに着目し、ナラシ対策(農業共済も併せて加入)と“補てん額”を比較した場合、「極端な米価現象が起こらない限りナラシ対策のほうが有利。」との傾向が出ています。しかし、ナラシ対策は価格低下による収入減、農業共済は自然災害や鳥獣害などによる収入減での対応が基本で、収入保険は、けがや病気で収穫ができない・災害で作付けができない・売り先が倒産して販売できないなど、ナラシ対策や農業共済では対応できない要因による収入減も対象になるなど有利な点もあります。農家の皆さんが、どれが自らの経営に最適かを考え、丁寧な検討が必要です。

詳しく知りたい方は、農林水産省経営局保険課 HP http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html、または、「わかしお農業共済組合」(0475-26-3041)まで、お問い合わせください。